「女性に対する暴力をなくす運動」府民向けセミナー
第一部



知ってほしい
性暴力・性犯罪被害のいま

互いの意思を尊重し、誰もが安心できる社会へ

大阪公立大学　看護学部看護学科
伊藤　良子

本日のトピックス

I.　性暴力の全体像と現状

II.　性暴力の背景と見えにくい被害

III.　同意・対等な関係

IV.　性暴力を防ぐためにできること

I. 性暴力の全体像と現状

性暴力の定義・被害の多様性・統計・若年者の被害・デジタル性暴力の現状

1.　性暴力とは

■本人の意思に反する性的な行為や言動は性暴力にあたる

- 身体に触れる行為も　触れない行為も含まれる

身体に触れる行為
- 望まない性行為・キス
- 身体や性器への接触
- 性器、肛門、口への指やモノの挿入
- 避妊の約束を守らない行為（コンドームを無断で外すなど）

身体に触れない行為
- 性的な言葉・からかい
- 裸や性器を見せる・のぞく
- ポルノなどを無理やり見せる
- 性的な撮影・画像の要求や無断共有

■性的自己決定権

- 自分のからだや性について自分で決める権利

性暴力は性的自己決定権の侵害であり　重大な人権侵害

出典：内閣府「性犯罪・性暴力とは」

2.　性暴力被害の多様性

■被害を受ける人

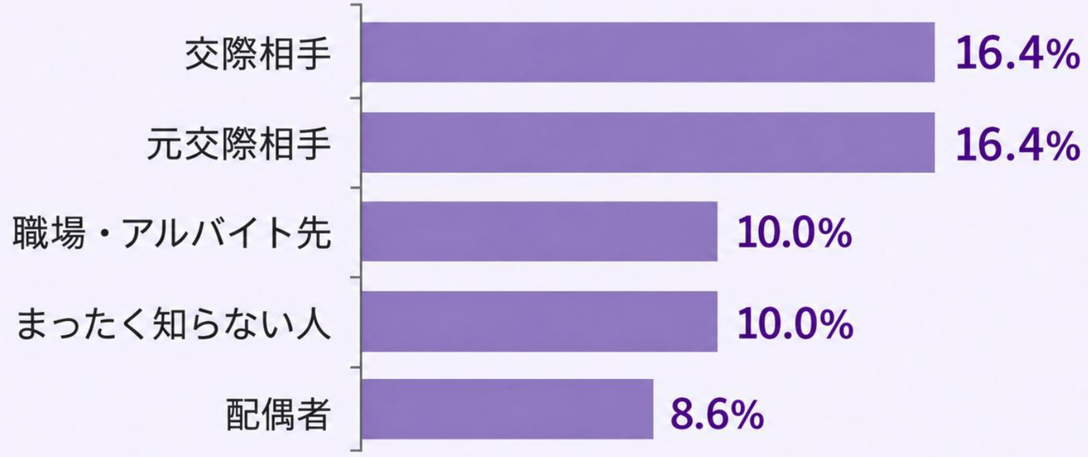
年齢
- 幼児・子どもから高齢者まで

性のあり方
- 性別・性的指向・性自認にかかわらず

■被害が起こる関係

- 家族・親族・恋人・夫婦
- 友人・先輩・後輩
- 学校・習い事の先生やコーチ
- 仕事関係者・近所の人
- SNSで知り合った人・見知らぬ人

調査にみる加害者との関係



※不同意性交等の被害経験者・全国18～59歳
※複数回答・全140人。主な回答のみ抜粋
内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和5年度（全国18～59歳）

親しい関係であっても、性的な行為には本人の同意が必要

3. 統計から見える被害と見えない被害

警察の認知件数

2025年・全国

不同意性交等　4,177件
不同意わいせつ　7,193件

不同意性交等の被害経験

2023年度調査・全国18～59歳

女性　8.1%
男性　0.7%

子どもの頃を含む被害経験

児童相談所の性的虐待相談対応

2024年度・全国

2,520件

児童虐待相談対応件数
全体の1.1%

被害経験者のうち、誰にも相談しなかった人

55.7%

不同意性交等の被害経験者140人の回答

※ 統計ごとに対象・年度・集計方法が異なり、単純比較はできない。

性暴力被害の実態は、認知件数だけでは把握できない

出典：内閣府『令和8年版男女共同参画白書』／内閣府『男女間における暴力に関する調査』（令和5年度）／こども家庭庁『令和6年度児童虐待相談対応件数』

4.　若年者を取り巻く性暴力被害

大阪府の性犯罪認知事案（2025年）
被害者のうち10歳代・20歳代の割合

77%
不同意性交等

75%
不同意わいせつ

場面	被害の例
学校・習い事・部活動	**立場を利用**した性的行為の強要
恋人・元恋人・友人・同級生	**断りにくい関係**で性行為を強要
大学・サークル・職場・アルバイト	**指導や評価、飲酒を利用**した被害
SNS・家庭・通学通勤など	**性的画像の送信要求**・**無断拡散**・**家族**からの被害・**痴漢**・**盗撮**

「なぜ断らなかったのか」ではなく「安心して断れる状況だったのか」

出典：大阪府警「令和7年中の性犯罪の発生状況」

5.　デジタル性暴力の現状

114事案

児童の画像が性的に加工・悪用された事案
（2025年・警察把握事案。うち24件で生成AIの使用を確認）

65件

行為者が同級生・同じ学校の者だった事案

■セクストーション

- 性的画像を「ばらまく」と脅し、画像・お金等を要求する

■AI等による性的加工

- 実在する人の写真等を性的な画像に加工する
- 合成画像でも被害は現実に起こる

■画像の無断公開

- 本人の同意なく画像等を共有・公開する
- 転送によって被害が広がる

出典：警察庁「令和7年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

II. 性暴力の背景と見えにくい被害

性暴力が起きる背景・強姦神話と二次被害・被害を話せない背景

1.　なぜ性暴力は起きるのか

■自分の欲求を優先し 相手の意思を軽視

- 性的同意の軽視
- 他者の身体や性への支配・コントロール

■力関係の利用

- 年齢・立場・経済力・評価権限・知識などの差
- 拒否による不利益への不安　依存関係や信頼の利用

■ジェンダー規範と性的な特権意識

- 「男性が主導する」「女性は応じる」という性別役割
- 相手の同意より自分の性的要求を優先する考え方

■暴力を容認する社会環境

- 性暴力の軽視、加害行為の正当化
- 周囲の黙認、加害を止めにくい組織や関係

出典：WHO「Violence against women」等

2.　性暴力を正当化する思い込みと二次被害

■強姦神話

- 性暴力を正当化し 被害者に責任を負わせる 誤った思い込み

よくある思い込み	どう捉え直すか
露出の多い服装だったから	服装は性的同意ではない
酔いつぶれるほど飲んだのが悪い	判断できない状態を利用することが問題
嫌なら抵抗できたはず	恐怖によるフリーズ反応もある
恋人・夫婦なら性的な行為に応じるもの	親しい関係でも同意が必要

■被害者責任論

- 加害行為よりも 被害者の服装・行動・抵抗の有無 を問題視

■二次被害

- 被害の否定・軽視・非難などによる新たな傷つきや不利益

出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査」、内閣府の被害者支援資料

3.　被害が見えにくい・話せない背景

■被害に気づきにくい

- グルーミングによる信頼・依存関係の形成
- 「恋愛」「指導」「特別扱い」による被害への気づきにくさ
- 自責感や恥ずかしさ

■関係性による制約

- 加害者からの報復・口止めへの恐怖
- 関係や生活を失う不安
- 加害者や家族を守ろうとする気持ち

■相談を妨げる社会的な障壁

- 被害者非難や周囲の偏見への不安
- 被害を否定・軽視される恐れ
- 安心して相談できる相手や窓口の不足

出典：こども家庭庁「こども性暴力防止法」関連資料

III. 同意・対等な関係

からだの境界線・性的同意・対等な関係・2023年刑法改正

1.　からだの権利・境界線と性的同意

■からだの権利と境界線

- 自分のからだに誰が・どこを・どのように触れるかは本人が決める
- 境界線（バウンダリー）は一人ひとり異なる
- 相手・状況・その日の気持ちによって変化

■性的同意の基本

ポイント	内容
自由に・対等に	脅しや圧力、不利益への不安なく意思を示せる
判断・意思表示ができる	睡眠中や、飲酒・薬物の影響で判断や意思表示が難しいときは進めない
その都度確かめる	一つの行為への同意を、別の行為や異なる条件への同意と受け取らない
途中でも変えられる	前に同意していても、途中でやめたくなったらやめられる
沈黙を同意にしない	黙っていることや抵抗しないことを、同意と受け取らない

相手の意思が確認できないときは 性的な行為を進めない

出典：UNESCO『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』

2.　2023年刑法改正：同意しない意思に着目

■不同意性交等罪・不同意わいせつ罪（2023年7月施行）

- 「同意しない意思を形成する・表明する・全うする」ことが難しい状態

■法律に示された8つの行為・事由

暴行・脅迫	**心身の障害**
アルコール・薬物の影響	**睡眠などで意識が明瞭でない**
考え・断るいとまがない	**恐怖・驚き**
虐待に起因する心理的反応	**地位による不利益への心配**

※8つの行為・事由などにより、同意しない意思の形成・表明・全うが困難な状態にさせ、またはその状態に乗じた性的行為などが、法律上の処罰対象となる。

抵抗しなかったことは同意の証拠ではない

出典：法務省「性犯罪関係の法改正等Q&A」

3.　2023年刑法改正：子どもの保護と撮影規制

■性交同意年齢の引上げ

- 16歳未満に引上げ
- 13歳未満は年齢差を問わず、13～15歳は行為者が5歳以上年長の場合が対象

■面会要求等罪の新設

- 16歳未満へのわいせつ目的の不当な面会要求や、性的画像の送信要求などを処罰

■性的姿態等撮影罪などの新設

- 盗撮など一定の性的な撮影や、画像の提供・公開などを処罰

＊13～15歳への面会要求等罪・撮影罪にも、行為者が5歳以上年長であること関する規定がある

年齢差が5歳未満でも 性的な行為が常に適法となるわけではない

出典：法務省「性犯罪関係の法改正等Q&A」

IV. 性暴力を防ぐためにできること

包括的性教育・日常の関わり・組織的な予防・被害後の支援・こども性暴力防止法

1.　包括的性教育で学ぶこと

- 包括的性教育とは、UNESCO・WHOなどの国際機関が推奨する、科学的根拠と人権・ジェンダー平等を重視した教育
- からだ・気持ち・人間関係を、年齢や発達に応じて段階的に学ぶ

学習領域	主な学習内容
① 人間関係	家族・友人・恋人などの関係性、尊重、対話、コミュニケーション
② 価値観・権利・文化	自己決定権、多様な価値観、差別しない態度、文化や社会の影響
③ ジェンダーの理解	性別役割の思い込み、ジェンダーの多様性、力関係、平等
④ 暴力と安全	同意、境界線、性暴力、虐待、デジタル性暴力、安心・安全な環境
⑤ 健康と幸せのスキル	意思決定、対話、問題解決、情報の見極め、相談する力
⑥ からだと発達	性器の発達、思春期、月経、身体像の変化、個人差
⑦ セクシュアリティと性的行動	性的な発達、感情、性のあり方、対等な関係
⑧ 性と生殖の健康	避妊、妊娠・出産、性感染症、医療の利用、支援の情報

幼児～小学校低学年	小学校高学年	中高生～若年成人
からだ・気持ち・境界線	思春期・個人差・ネット	性的同意・対等な関係・性の健康

UNESCO（2018）国際セクシュアリティ教育ガイダンス（改訂版）の8つのキー概念を市民向けに言い換え／WHO（2026）／文部科学省「生命（いのち）の安全教育」

2.　日常の関わりから育む安心と尊重

① からだと自己決定を尊重する

- 性器を含め、からだの名前や働きを伝える
- からだや性のあり方の多様性を尊重する
- 自分のからだを自分で決める権利を伝える

② 「いや」と「同意」を尊重する

- ハグ・キス・くすぐりなどを無理強いしない
- 触れる前に説明し、意思を確かめる
- 自分の「いや」も、相手の「いや」も尊重する姿勢を示す

③ 性について安心して話せる

- 性に関する疑問や関心を否定しない
- 正確な情報を伝え、一緒に考える
- 質問や相談を恥ずかしいものにしない

④ 相談できる関係と環境をつくる

- 家庭・学校・地域で相談先を知らせる
- 困りごとを責めずに受け止める
- 必要に応じて専門機関につなぐ

自分と相手を尊重し、安心して話せる関係を育む

UNESCO（2018）国際セクシュアリティ教育ガイダンス（改訂版）の8つのキー概念を市民向けに言い換え／文部科学省「生命（いのち）の安全教育」

3.　環境と仕組みで加害を防ぎ、見過ごさない

① 閉鎖的な状況をつくらない

- 不必要な密室や一対一の状況を避ける
- 私的なSNS連絡や面会のルールを明確にする

② プライバシーと意思を尊重する

- 面談や介助の目的・方法を説明する
- 着替えや身体に触れる場面では、プライバシーと本人の意思に配慮する

③ 相談・報告できる仕組みを整える

- 特別扱いや境界線を越える行為を、ためらわず相談できる
- 複数の相談窓口と、安全確保の手順を整える

④ 周囲の人が安全に行動する

- 声をかける、場を中断する、一緒に離れる、助けを呼ぶ
- 自分にも危険があるときは、無理に介入しない

個人の心がけだけでなく、組織や地域の仕組みで安全を支える

出典：こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」

4.　こども性暴力防止法：組織に予防の責任を

2024年成立・2026年12月25日施行予定

■対象となる施設・事業

義務対象	学校・幼稚園・認可保育所・認定こども園・児童福祉施設等
認定対象	学習塾・スポーツクラブ・放課後児童クラブ等

※ 認定申請は任意。認定を受けると法律に基づく措置が必要。

■主な取り組み

- 性犯罪歴の確認：対象従事者の法定の性犯罪前科を確認
- 日常的な予防：職員研修、服務規律、環境整備
- 相談・早期発見：相談体制の整備、子どもへの周知
- 被害への対応：被害が疑われる場合の対応、子どもの保護・支援

出典：こども家庭庁「こども性暴力防止法」概要・施行ガイドライン（2026年9月更新）

5.　被害にあったときの対応と支援

相談先	主な支援・できること	連絡方法・利用のめやす	対象・備考
ワンストップ支援センター （性暴力被害者支援）	● 医療・心理・法律などの支援につなぐ ● 相談、付き添いのサポート ● 本人だけでなく、家族・友人も相談可	**#8891** 全国共通番号 地域のセンターや 夜間休日コールセンターにつながる	性別に問わず、 本人・家族・友人も 相談可能
医療機関 （産婦人科・泌尿器科など）	● けがの診察・治療 ● 性感染症や妊娠への対応 ● 必要に応じて証拠採取に対応	産婦人科・泌尿器科など （地域の専門医療機関）	専門の支援機関から 医療機関の紹介も可能
警察 （性犯罪被害相談）	● 被害相談、被害届の提出 ● 安全確保の相談 ● 証拠保全、加害者への対応	**#8103** 性犯罪被害相談電話 緊急時は**110**	身の危険があるときは**110** 各都道府県警察の窓口につながる
薬局 （緊急避妊薬の相談・購入）	● 緊急避妊薬の購入・服用相談 ● 服用方法や注意点の説明	緊急避妊薬を販売する薬局	性交後**72**時間以内に服用 （早いほどよい）
法律相談 （弁護士・法テラスなど）	● 法的手続きに関する相談 ● 損害賠償請求の相談 ● 刑事・民事手続きの情報提供	法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル **0120-079714** 平日9:00～21:00／土曜9:00～17:00	経済的に余裕がない場合は、 援助制度を利用できることがある
心理的支援 （カウンセリングなど）	● 心のケア、カウンセリング ● 必要に応じて心理的な支援につなぐ	支援センター、医療機関、 相談機関など	カウンセリングや 専門的な心理支援につながる
生活・社会的支援 （学校・職場・福祉 など）	● 学校や職場での配慮・相談 ● 生活面の支援や福祉制度の利用 ● 関係機関の連携による支援	学校の相談窓口、職場、 自治体の相談窓口など	本人の希望に応じて 関係機関が連携して支援

性暴力を見過ごさず、誰もが尊重される社会へ

1 性暴力を正しく理解し、被害を見過ごさない

- 被害者の年齢・性別や加害者との関係にかかわらず、被害を否定・軽視しない

2 自分と相手の意思を尊重する

- 同意と境界線を大切にし、対等な関係を築く

3 個人と社会の両方で予防し、支援につなぐ

- 教育・日常の関わり・組織の仕組み・支援を通じて、安全を支える

互いの意思を尊重し、誰もが安心できる社会へ

第二部へ トークセッション「性暴力・性犯罪から身を守るために　そして支えるために」

資料

■実態・統計・法律・制度

- 内閣府「性犯罪・性暴力とは」www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html（2026/10/21アクセス）
- 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5年度）https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html（2026/10/21アクセス）
- 内閣府「令和8年版 男女共同参画白書」www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r08/zentai/index.html（2026/10/21アクセス）
- 大阪府警察「令和7年中の性犯罪の発生状況」www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/kodomo_jyosei/6/23255.html（2026/10/21アクセス）
- 警察庁「令和7年のサイバー空間の情勢」（PDF） https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R7/R07_cyber_jousei.pdf（2026/10/21アクセス）
- 警察庁「令和7年の少年非行・子供の性被害」www.npa.go.jp/news/release/2026/20260224001.html（2026/10/21アクセス）
- こども家庭庁「令和6年度児童虐待相談対応件数」（PDF）（2026/10/21アクセス）
- https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/844e601a/20260130_policies_jidougyakutai_45.pdf（2026/10/21アクセス）
- 法務省「性犯罪関係の法改正等Q&A」www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html（2026/10/21アクセス）
- こども家庭庁「こども性暴力防止法施行ガイドライン」 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/bdd8728a/20260109_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_24.pdf（2026/10/21アクセス）

■教育・予防・被害者支援

- UNESCOほか（2018）「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167_jpn（2026/10/21アクセス）
- WHO（2026）「Comprehensive sexuality education」 https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/comprehensive-sexuality-education（2026/10/21アクセス）
- 文部科学省「生命（いのち）の安全教育」www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/（2026/10/21アクセス）
- 大阪府「ウィズユーおおさか」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o020110/chiantaisaku/torikumi/onestopshiencenter.html（2026/10/21アクセス）
- 警察庁「性犯罪被害相談電話#8103」www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html（2026/10/21アクセス）
- 法テラス「犯罪被害者支援ダイヤル」www.houterasu.or.jp/site/higaishashien/（2026/10/21アクセス）
- 厚生労働省「緊急避妊薬の調剤・販売について」www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku.html（2026/10/21アクセス）
- 厚生労働省｜緊急避妊薬の販売可能な薬局一覧」www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku_00005.html（2026/10/21アクセス）
- UN Women（2022）「Youth Guide to End Online Gender-Based Violence」 https://asiapacific.unwomen.org/sites/default/files/2022-12/Youth-Toolkit_14-Dec_compressed-final.pdf（2026/10/21アクセス）

質問1　職場での二次被害を防ぐために

Q 職場で性被害を訴えたのに、被害を受けた人が退職せざるを得なくなることがある。
二次被害を防ぐために、職場や周囲の人にはどのような対応が求められるか？

1 組織の責任

- 迅速・公正な事実確認と安全確保
- 申告による不利益・孤立の防止
- 行為者との接触や業務の調整
- 本人の希望を踏まえた継続的支援

2 守秘と必要な共有の両立

- 本人に共有の目的・相手・範囲を説明
- 必要な担当者に必要最小限の情報を共有
- 詳細を広めず、現場の配慮を実現
- 「秘密にするだけ」で終わらせない

3 周囲の対応と相談先

- 責めず、詮索せず、態度を変えない
- 噂・孤立を防ぎ、日常のつながりを保つ
- 職場の相談窓口・労働局へ

性暴力被害者支援：#8891

プライバシーを守りながら、必要な支援と情報共有を止めない

出典：男女雇用機会均等法 第11条／厚生労働省「職場におけるハラスメント対策」／内閣府「性犯罪・性暴力とは」

質問2　暴力をふるわない教育を子どものころから

Q 性暴力を含め、暴力をふるわないための予防教育が不足している。
子どものころから暴力をふるわない教育を広げるにはどうしたらよいか？

1 乳幼児期から始まる

- おむつ交換や沐浴でも、声をかけ、表情や反応を見ながら丁寧に触れる
- 子どもは親とは別の人格、からだは子ども自身のもの
- 両親学級でケアの技術とともに伝える

2 発達に応じて学び続ける

- からだの権利・境界線・同意の尊重
- 力関係やジェンダー規範への気づき
- 包括的性教育など、一度きりでない継続的な学び

3 大人の学びと社会の支え

- 子どもの「いや」を尊重し、力で従わせない
- 保護者・教職員・支援者への学びと研修
- 家庭・学校・地域の連携による継続的な実践

子どもの身体と意思を尊重する経験を、乳幼児期から日常の中に

出典：UNESCO（2018）国際セクシュアリティ教育ガイダンス（改訂版）／文部科学省「生命（いのち）の安全教育」